

第7回 赤穂海浜公園 管理運営協議会

日 時：令和5年9月25日（月）14:00～16:00

場 所：赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室

次 第

1 開会挨拶

2 赤穂海浜公園管理運営協議会について

- (1) 第6回協議会での意見等 (資料1)
 - 開催要項 (参考資料1)
 - 議事録の公表 (参考資料2)

3 議 事

- (1) 赤穂海浜公園リノベーション実施計画 (資料2)
 - 中間報告
- (2) 民間活力の導入に向けて (資料3)
- (3) プラットフォームの仕組み作り
 - ・仕組み作りの検討 (資料4)
 - ・プレーパークについて (資料5)

4 その他

- (1) デイキャンプについて (資料6)
- (2) 次回開催について
 - 11月頃開催予定

第7回 赤穂海浜公園管理運営協議会 出席者名簿

令和5年9月25日（月）

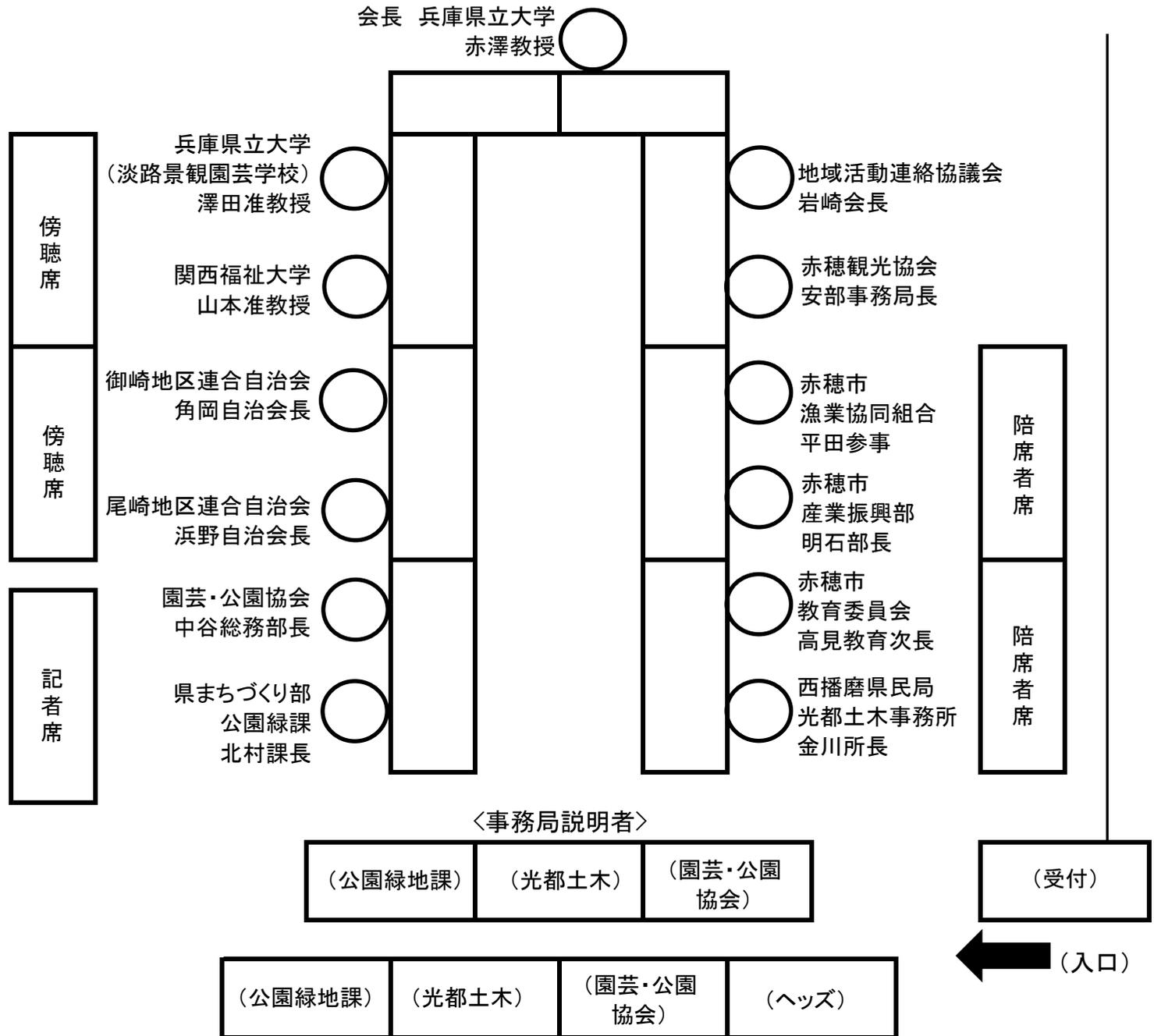
赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室

区分		所属等	氏名	出席
委員	学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	出席
		兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	出席
		関西福祉大学 教授	山本 浩二	出席
	地域団体	御崎地区連合自治会 会長	角岡 一頼	出席
		尾崎地区連合自治会 会長	浜野 好正	出席
		赤穂市地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	出席
		赤穂観光協会 事務局長	阿部 徹	出席
		赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	出席
	指定管理者	(公財)兵庫県園芸・公園協会 総務部長	中谷 光孝	出席
	行政 (赤穂市)	産業振興部長	明石 一成	出席
		教育委員会 教育次長	高見 博之	出席
	行政 (兵庫県)	まちづくり部公園緑地課 課長	北村 智顕	出席
		西播磨県民局光都土木事務所 所長	金川 正敏	出席
事務局				
指定管理者	赤穂海浜公園管理事務所 所長	金澤 満章	出席	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事 (キャンプ場支配人)	荻野 直哉	出席	
	赤穂海浜公園管理事務所 参事	圓見 文明	出席	
	赤穂海浜公園管理事務所 課長	福永 真宏	出席	
	赤穂海浜公園管理事務所 維持管理責任者	尼崎 佳三	出席	
行政機関 (兵庫県)	まちづくり部 公園緑地課 主幹	守 宏美	出席	
	まちづくり部公園緑地課	上田 裕美子	出席	
	まちづくり部公園緑地課	高本 良平	出席	
	西播磨県民局光都土木事務所 港湾課長	竹川 智弘	出席	
	西播磨県民局光都土木事務所 港湾課 課長補佐	朝田 智久	出席	
	西播磨県民局光都土木事務所 港湾課 職員	井上 晃一	出席	

第7回 赤穂海浜公園管理運営協議会 配席図

日時：令和5年9月25日（月）

場所：赤穂海浜公園オートキャンプ場 会議室



赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱

1 目 的

「赤穂海浜公園リノベーション計画」の方針の1つとして、本公園の活性化を目的とした管理運営のあり方等について広く意見を聴くため、有識者、地元住民、関係機関等からなる赤穂海浜公園管理運営協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 「リノベーション計画」の課題のうち、地域や企業・団体、大学等との連携の強化について。
- (2) 「リノベーション計画」の（1）以外の課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (3) その他、協議会において検討が必要と認めたもの。

3 運 営

- (1) 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 協議会には、構成員の互選により会長をおく。
- (3) 協議会は、会長が招集する。
- (4) 構成員はやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 任 期

- (1) 構成員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。
- (3) 構成員がやむを得ない理由により任期の途中で辞任する場合、会長は欠員の対応について必要な調整を行う。

5 庶 務

協議会の庶務は、県立赤穂海浜公園管理事務所において処理する。

6 補 足

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

赤穂海浜公園管理運営協議会構成員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	公園マネジメント
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	自然環境
	関西福祉大学 教授	山本 浩二	保健教育
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	角岡 一頼	
	尾崎地区連合自治会 会長	浜野 好正	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	子育て支援団体
	赤穂観光協会 事務局長	安部 徹	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
指定管理者	(公財) 兵庫県園芸・公園協会 総務部長	中谷 光孝	
行政機関 (赤穂市)	産業振興部長	明石 一成	
	教育委員会 教育次長	高見 博之	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり部 公園緑地課 課長	北村 智顕	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	金川 正敏	
(計13名)			

※ _____部 [R4.4.1](#)からの変更箇所

第6回協議会での意見と回答				資料1	
項目	番号	意見等の内容	第6回協議会での回答	現時点での対応方針等	第〇回意見
海岸	①	地元や民間企業から人員を集めて唐船海岸の清掃活動を実施していく必要があるのではないかな？	海岸線全てではないが海岸清掃は行っている。	・活動団体等から清掃美化活動の申請があれば支援は可能。	6
公園の活用性	①	公園でフリーマーケット等を開催することは可能か？	占有使用許可を申請し、占有料を払っていただければ可能である。	・許可申請を管理事務所に提出し、承認されれば場所を貸切りにしてフリーマーケット等のイベント実施可能 ※内容に応じて占有使用料の納付が必要	6
公園の整備	①	伐採予定図について伐採率を記載すべきである。	記載はないが立ち枯れ数十本だけを伐採している。	・伐採率を記載するのは難しいため、本数を記載。 ・公園HPにて周知。	6
広報について	①	地元高齢者に伝わるよう、SNSを利用しない広報も行っていただきたい。	-	・公園主体で実施するイベント等は、紙チラシを印刷し、赤穂市の秘書広報課や関係機関等に持ち込むとともに、公園内での掲示や園内施設での配架などを実施。	6
	②	赤穂海浜公園HPのイベント募集のバナーを見やすくしていただきたい。また、窓口でも対応を行っていただきたい。	修正可能な範囲で見やすくなるように対処する。	・HPについては文字を大きくし、目立つ色に変更し対応中。 ・引き続き窓口でも対応する。	6

アドプト活動のはてな??

Q活動を計画する時の注意点は?

A活動にあたっては、安全を最優先にし、出来るだけムリの無い計画を立てて下さい。
水際や湿地の場所の確認、害虫・害獣、車との接触については十分注意して下さい。
特に、お客様の参加する活動には、必ず保護者等の大人の監督者が同行して下さい。

Q何を提供してもらえるの?

A以下のような用具や資材を提供できます。

〈用具類〉

軍手、ゴム手袋、ほうき、ちりとり、金ばさみ、くまで、レーキ、ホーク、鎌、草刈り機（替刃、燃料を含む）、ショベル、ジョウレン、くわ、移植ごて、ジョウロ、箕、根起こし、せん定ばさみ、什能、バケツ、ポリタンク、ホース、一輪車 等

〈資材類〉

苗（花苗、苗木）、種子、土、薬剤、肥料 等

〈安全器具類〉

安全ベスト、ヘルメット、三角コーン 等

Q活動の報告って、何を報告するの?

A指定の様式に、活動した日や人数、活動内容などを簡単に記入し、活動状況がわかる写真を添付して報告して下さい。

Qもし活動中に怪我をしてしまったら、どうしたら良いの?

A万が一の怪我や事故などに備えて「ボランティア活動保険」に加入していますので、すぐに合意書を締結した土木事務所へ連絡して下さい。



活動団体を募集します!

ひょうごアドプト

検索

ひょうごアドプト申請様式

検索

※お問い合わせは、お近くの土木事務所までお願いします。

土木事務所名	住 所	電話番号
神戸土木事務所	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5	078-737-2382
西宮土木事務所	〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28	0798-39-1541
宝塚土木事務所	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3178
加古川土木事務所	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9183
加東土木事務所	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9383
姫路土木事務所	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-9434
光都土木事務所	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2229
豊岡土木事務所	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3735
丹波土木事務所	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3828
洲本土木事務所	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2055

あなたの想いが地域とつながります

ひょうごアドプト 活動のすすめ

～地域のために ありつづけること～



兵庫県 県土整備部

みんなで「まち」をきれいにしましょう

●ひょうごアドプトとは

● 県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、みなさんがボランティア等（清掃美化活動）を行う際に、県・市町が、用具の提供等を行い支援する制度です。
 県では、2001年（平成13年）に、制度を創設しました。以降、皆さんの熱心な活動が県下全域へ広がっています。

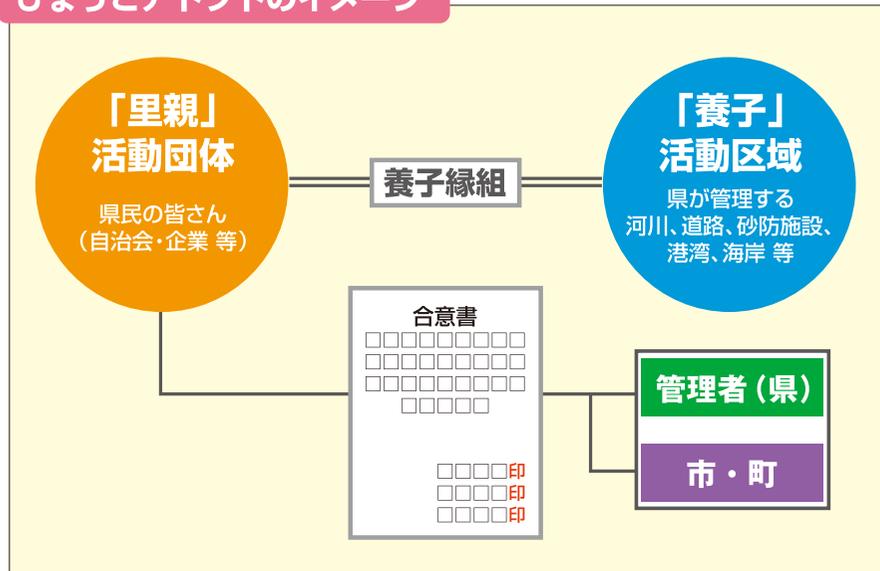
●ひょうごアドプトの役割分担

- 〈活動団体〉
 - ・自治会、ボランティアグループ、サークル、企業、学校等、県民の皆さん
 - ・活動区域の清掃・美化、除草・草刈り、植樹（低木）管理、植栽、間伐・下草刈り・植樹などの森づくり活動等を実施します。
- 〈行政〉
 - ・県・市町
 - ・アドプト看板の設置、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋等を支給します。

●ひょうごアドプトの名前の由来

● 「アドプト（adopt）」とは、「養子にする」という意味の英語です。
 ボランティア活動を行う団体を「里親」に見立て、県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等の活動区域を「養子」のようにお世話（清掃・美化活動）いただくため、このような名前となりました。
 そもそもは、アメリカのハイウェイでの散乱ゴミ対策として、1985年に世界で初めて導入された制度であると言われています。

ひょうごアドプトのイメージ



参加要件

- 活動を2年以上継続でき、下記に該当しない団体が、アドプト活動に参加できます。
- ①活動を営利目的とする団体
 - ②参加資格を得るにあたり不当な条件をつける団体
 - ③活動とあわせて宗教活動・政治活動又は営業活動を行う団体
 - ④特定の公職の候補者や政党を推進し、支持し又はこれらに反することを目的とする団体
 - ⑤暴力団又はその統制下にある団体、社会の秩序を乱す恐れのある団体

活動のための手続き等



県が管理するこんな場所で活動しています！



ふるさと海岸草刈り・剪定作業

令和5年6月16日

◎実施日 令和5年6月10日(土) AM8時～草刈り作業

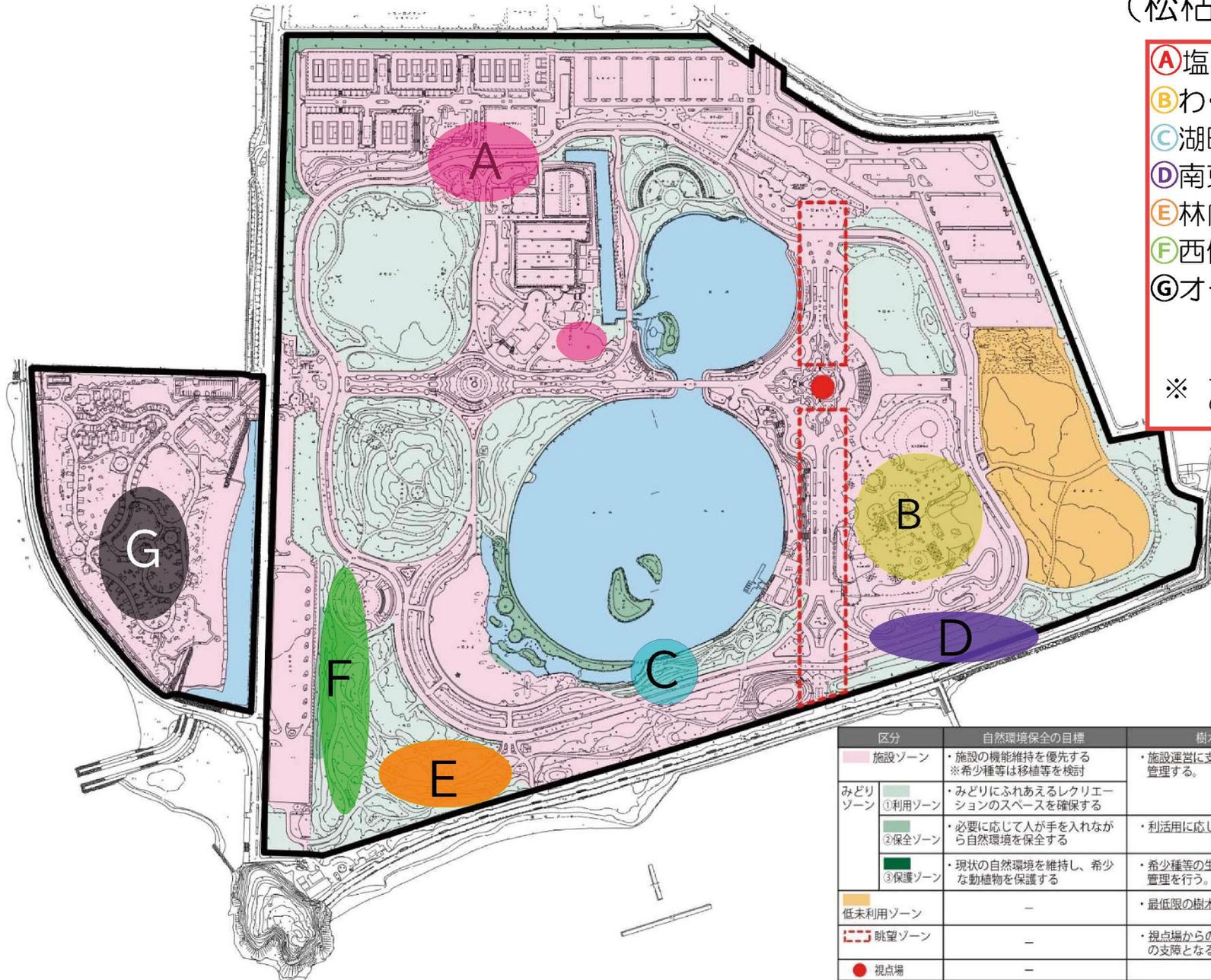
令和5年6月11日(日) AM8時～草刈り、草集め、

側溝等の清掃作業



赤穂海浜公園ゾーニング図A

令和5年度 樹木伐採等計画 (松枯伐採予定位置・本数)



- ① A 塩の国 4本
 - ② B わくわくランド 4本
 - ③ C 湖畔の広場南 2本
 - ④ D 南東緑地 30本
 - ⑤ E 林内園地 3本
 - ⑥ F 西側緑地 3本
 - ⑦ G オートキャンプ場 1本
- 計47本
- ※ その他、枯損木・支障木等で緊急性の高いものは適宜伐採を実施

区分	自然環境保全の目標	樹木等管理の手法
施設ゾーン	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
みどりゾーン	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	
①利用ゾーン	・必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・利活用に応じた樹木等管理を行う。
②保全ゾーン	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・希少種等の生息環境に配慮した樹木等管理を行う。
③保護ゾーン		
低未利用ゾーン	-	・最低限の樹木等管理を行う。
眺望ゾーン	-	・視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。
● 視点場	-	-
池	-	-

※保全ゾーンは必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全するゾーン、保護ゾーンは現状の環境を維持し、希少な動植物を保護するゾーンとする。